

令和8年度強度行動障害支援人材連携ネットワーク事業に係る
公募型プロポーザルの公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による技術提案を募集する。

令和8年5月1日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名
令和8年度強度行動障害支援人材連携ネットワーク事業業務
- (2) 業務内容
令和8年度強度行動障害支援人材連携ネットワーク事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに
- (3) 契約期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託料の上限
1,159,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2 技術提案に参加する者に必要な資格

技術提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「9その他」、小分類が「4研修業務」であること。
- (3) 障害福祉分野における研修又は人材育成事業の企画・実施に係る実績を有し、強度行動障害支援に関する専門的知識及び実務経験並びに同種又は類似の研修事業の実施経験を有する者を配置するなど、本業務を適切に実施できる体制を有すること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領(昭和 63 年 2 月 1 日施行)に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

3 契約業務に関する事務を担当する課の名称等

岡山県子ども・福祉部障害福祉課 (障害福祉サービス班)

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

TEL: 086-226-7345

FAX: 086-224-6520

E-mail: jiritsushien@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 技術提案参加手続等

この技術提案に参加を希望する者は、次のとおり技術提案参加資格確認申請書(様式第1号)等を提出しなければならない。

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間

令和8年5月1日(金)から令和8年5月13日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、子ども・福祉部障害福祉課のホームページからダウンロードすることもできる。(https://www.pref.okayama.jp/soshiki/39/)

(2) 技術提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年5月1日(金)から令和8年5月13日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

上記3の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参、電子メール又は郵送等(一般書留郵便その他配達証明が可能な方法に限る。)ただし、郵送等による場合は、提出期間までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出ができなかったものとみなす。

(3) 技術提案参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

イ 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、上記3の宛先へ電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様書等に対する質問の受付

ア 受付期間

令和8年5月1日（金）から令和8年5月13日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 質問方法

仕様書に対する質問・回答書（様式第2号）を、上記3の宛先にFAX又は電子メールにより送信すること。

ウ その他

技術提案書類の提出後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 技術提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年5月22日（金）午後5時まで

(2) 提出場所

上記3の場所に同じ

(3) 提出方法

持参、電子メール又は郵送等（一般書留郵便その他配達証明が可能な方法に限る。）ただし、郵送等による場合は、提出期間までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出ができなかったものとみなす。

(4) 提出書類

ア 技術提案書（第3号様式）

イ 事業計画書（第4号様式）

ウ 見積書（第5号様式）

(5) 提出部数

持参又は郵送の場合、4部（正本1部、副本3部（コピー可）とする。）

7 委託候補者の選定及び契約の締結等

(1) 選定の方法

別途設置する審査委員会において、提案書等を別に定める審査基準に基づき書面により審査し、総合的に判断して契約の相手方を決定する。

(2) 選定の通知

上記(1)により選定した委託候補者に対して、委託候補者に選定した旨を書面により通知を行う。また、岡山県子ども・福祉部障害福祉課ホームページにおいてもその旨を公表する。委託候補者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知を行う。なお、選定委員会は非公開とし、審査の経緯等に関する問合せには応じない。

(3) 契約の締結

委託候補者の決定後、提出された提案内容を基本として当該事業者と県で協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。

(4) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

8 その他

(1) 提案書等の作成、提出等に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出した提案書等は返却しない。

(3) 委託候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない

(4) 契約締結に係る経費は、全て受託者の負担とする。